

法制審による再審法改正の実現を求める声明

再審は、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための制度です。

しかし、袴田巖さんの場合は逮捕から無罪確定まで五八年かかっており、第一次再審請求から数えても四三年になるのです。無実を晴らすのにこんなに長期になつてしまふのは現在の再審法に問題があるからで、これでは決して「救済」になりません。

袴田さんの事例を梃子にやつと再審法改正の気運が高まりました。昨年、超党派の議員連盟に全国会議員の半数を超える約三七〇人が参加し、改正案をまとめました。それが国會議員連盟案（議連案）です。しかし、これを追うように法相が法制審に諮問したのです。そして、本年一月二〇日に「試案」が示されました。そもそも再審の当事者である検察が見直し議論を牽引するのは公正・中立の観点からも立法の手続き上も大きな問題です。

ところで、見直しの最大の論点は「証拠開示」と「検察官抗告」です。議連案は改正理由の趣旨を踏まえて開示範囲を広く捉え、検察官抗告を禁止しました。ところが、法制審案は開示範囲を限定し、また「検察官抗告禁止」には反対しています。

更に、再審請求の審理開始の可否は提出された新証拠や書面だけで判断され（この段階では検察官が隠している証拠は不明です、冤罪事件のほとんどが隠されていた証拠が鍵になりました）理由がないとみなした場合は棄却を義務付ける規定を新設しています。「証拠開示」も再審請求した段階からではなく、審理開始決定後とするなど、再審へのハードルが一層高くなるような内容となっています。

また、開示された証拠は「目的外使用」を罰則付きで禁止しています。どういうことかというと、袴田さんの場合で言えば、無罪の決め手となつた「五点の衣類」がねつ造であることを暴いたのは支援者のみなさまでした。支援者等に証拠を見せるのは「目的外使用」になります。これが適用されになら、袴田さんの無罪判決はなかつたかもしれません。結果的に、無実を証明するための弁護活動を大きく制限するものに他なりません。

このように法制審案は再審の目的とは大きくかけ離れたものとなり、「改悪」としか言いようがないものです。

選挙後の次期国会では、再審法改正の目的に沿つた議連案を速やかに審議、可決するよう私たちには強く求めます。